

小規模事業者に対する支援強化について

1 第2回部会での確認事項

- 「創業支援」、「販路開拓」、「商店街振興」の3分野を中心に検討を進める。
- 検討にあたっては、各指定都市がそれぞれの地域の実情に応じて持続的に経済発展できるように、従来の発想にとらわれることなく、人口減少や経済・社会情勢を踏まえた新しい視点で、より効果的な支援策や支援体系、またその施策立案の方法論等について議論していく。

2 第2回部会までの主な意見とその支援策等の検討

(1) 創業支援

人口減少が問題化する中、人口を増やしていくためには経済と雇用が大切であり、中心街など特定の地域に税制優遇措置などにより企業を誘致し、創業しやすいような環境整備を行う必要がある。

課題①：創業しやすい環境の整備 — 税制優遇措置の新設・拡充

＜参考＞創業によって発生する税金（法人の場合）

- ・登録免許税【国税】資本金の0.7%、最低税額15万円
- ・法人税【国税】基本税率25.5%、中小法人の軽減税率19%（課税所得800万円まで）
- ・法人事業税・法人住民税【地方税】自治体によって税率は異なる 等

【既存の施策例】

○登録免許税の軽減（産業競争力強化法）【国】

⇒ 法の認定を受けた創業者について、株式会社を設立する際の登録免許税額を資本金の0.7%から0.35%に軽減（最低税額15万円のところ7.5万円に減額）

○投資家に対する税制優遇措置【国】

⇒ ・エンジェル税制

個人投資家が投資を行った時点と当該株式を譲渡した時点の所得税を減税

・企業のベンチャー投資促進税制（産業競争力強化法）

法の認定を受けたファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て損金算入することができる制度 等

○長野県創業等応援減税【長野県】

⇒ 県内で中小法人を設立した場合3年間法人事業税（県税）を全額課税免除

○企業誘致による不動産取得税、固定資産税等の減免・税相当分の補助【各県・各市】

【新たな支援アイデア（案）】

○U・Iターンによる創業者に対する税制優遇措置

⇒ 首都圏から地方都市にU・Iターンによって創業する場合、法人税（国税）を一定期間免除するなど、創業希望者や事業所の移住・定住対策的な措置 等

○ベンチャー企業の法人実効税率の軽減

⇒ 現行の国・地方を合わせた法人実効税率：30%台半ば

日本再興戦略 改訂2014では「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」としている（cf. シンガポール：17%、韓国（ソウル）24.2%〈2014.3現在〉）

課題②：創業しやすい環境の整備 ― 税制以外の支援策の充実

【既存の施策例】

○産業競争力強化法に基づく創業支援策【国】

- ⇒ ・創業促進補助金
支援事業者向け（経営指導、研修費用等）上限 1,000 万円、補助率 2/3
創業者向け（店舗借入費、設備費等創業に要する経費）上限 200 万円、補助率 2/3
- ・無担保、第三者保証なしの創業関連保証枠の拡充（1,000 万円→1,500 万円）
事業開始の 6 か月前から利用可（通常 2 か月前）
- ・専門家派遣、低利融資 等

○公的インキュベーション施設入居者に対する賃料補助等【横浜市、岡山市】

- ⇒ ・女性起業家向けスタートアップオフィス「F-SUS よこはま」
最大 3 年間、月額約 5000 円と安価な賃料でシェアオフィスを提供
- ・岡山大学連携型起業家育成施設入居者支援事業
最大 3 年間、施設賃料の 1/2 を補助

【新たな支援アイデア（案）】

○産業競争力強化法に基づく創業者向け支援メニューの充実

- ⇒ 創業者にとって強力なインセンティブとなるように、より一層支援メニューの充実が求められる

○地域の実情にあった効果的な支援策の拡充

- ⇒ 国が企業等に直接交付している補助金について、その一部を指定都市等に交付金化して財源を移譲することによって、地域の実情にあったより効果的な支援策の立案、実施が可能（創業支援に限らず、商店街等も含めた小規模事業者支援全般に関しても同様）

○創業期の試験的な営業活動場所の提供

- ⇒ ・女性起業家トライアルスペース【横浜市】
ターミナル駅構内に事業トライアル店舗を設け、期間限定でテストマーケティングを行いながら、専門家からコンサルティングを受ける機会を提供

規模の小さい市町がバラバラと取り組むのでは効果的な創業支援は難しいため、地域の中核である指定都市がコアエンジンとなって取り組み、その成果を周辺市町に還元することで地域全体を活性化するような視点が必要ではないか。

課題③：指定都市を中核とした周辺市町と一体となった創業支援体制の構築

【既存の施策例】

○近隣市町村を含めた地域を対象とした創業支援【浜松市】

- ⇒ 静岡県西部地域を活動範囲とする（公財）浜松地域イノベーション推進機構への委託により、浜松市を中心に近隣市町村を含む地域を対象とした創業支援を実施
（はままつスタートアップ協議会の設置（産学官金の各機関が参加）、創業・新事業展開支援総合窓口の開設、創業支援専任スタッフ（コーディネーター）の配置、創業・新事業展開の相談対応、起業セミナーの開催、起業サロンの開催 等）

○周辺地域を含めた相談業務の実施【広島市】

- ⇒ 平成 26 年 4 月から、広島市の周辺地域を含めた県西部地域（3 市 6 町）における中小企業の総合的な相談業務を、県から市中小企業支援センターに移管（創業支援に係る相談に限ったものではない）

(2) 販路開拓

地方の市場が縮小する中で体力的に厳しい小規模事業者が県外など外に向けて販路を拡大する場合、行政が一緒になって売り込む協力体制を組むことが有効ではないか。

課題④：小規模事業者の販路開拓支援の充実

【既存の施策例】

○資金的支援とハンズオン支援を組み合わせた販路開拓支援【新潟市】

⇒ 市の産業支援機関である（公財）新潟市産業振興財団のプロジェクトマネージャー等による支援（販路拡大計画の策定支援、専門家アドバイス、商品開発や改良又は販路拡大に必要な経費への補助、展示会での商品紹介 等）

○各種見本市や商談会等の開催及び出展費助成【各自治体】

⇒ 指定都市の展示会出展費助成制度
上限 10 万円～100 万円、助成率 1/3～2/3（国内向け、1 社当たり）

【新たな支援アイデア（案）】

○専門家（コーディネーター）の発掘・育成

⇒ 販路開拓先の選定、アプローチ、アフターフォローなどまで一貫して支援できる販路開拓の専門家（コーディネーター）の発掘・育成が必要

課題⑤：行政が小規模事業者と一緒に取り組む販路開拓支援策

【既存の施策例】

○大手メーカーと地域企業とのマッチング事業【浜松市】

⇒ （公財）浜松地域イノベーション推進機構と浜松商工会議所の共催により、自動車メーカー向けの展示商談会の開催 等

○「ザ・広島ブランド」認定事業【広島市】

⇒ 広島の特産品で特に優れたものを「ザ・広島ブランド」として認定し、全国に向けてPRすることで、知名度をより高めその消費拡大を図るとともに、広島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客を促進

○四市連携地場企業販路拡大推進事業【福岡市、鹿児島市、熊本市、北九州市】

⇒ 4 市が連携し、首都圏等において、商談会の開催や展示会への出展支援を行い、地場企業の販路開拓を支援

○ビジネスフェア中四国【広島市、松山市、浜田市、高知市及び各商工会議所】

⇒ 4 市の行政と商工会議所が協力して、これらの地域の製造業者や卸・小売業者等を対象とした見本市・商談会を開催し、参加企業・団体の販路拡大を支援するとともに、地域間の経済交流を促進

【新たな支援アイデア（案）】

○大手メーカーを集めた成果発表会や商談会等の開催

⇒ 地方自治体単独では、売り先となる大手メーカーとの調整や交渉が困難であり負担も大きいため、国による国内外の大手メーカーを集めた成果発表会や商談会の開催等、地方単独で行うより効果のあるマッチング機会の創出が望まれる

○インターネットを活用した販路拡大支援

⇒ 民間事業者が運営するネットショップ出店時のサポート等

(3) 商店街振興

人が集まる中心部の商店街や中心部以外の商店街に分けて対策を考えていく必要がある。

課題⑥：人が集まる中心部の商店街の対策

【既存の施策例】（※中心部以外でも申請は可能）

○国の商店街活性化のための補助金

- ⇒ ・商店街まちづくり事業（ハード整備費）上限 1.5 億円、補助率 2/3
- ・地域商店街活性化事業（イベント開催費等）上限 1,200 万円、補助率 100%

○国の補助制度を活用した施設整備費の一部を協調補助【広島市】

- ⇒ ・地域商業自立促進事業費補助金
国の補助制度を活用して実施するカラー舗装や照明設備の整備等に要する経費の一部を国と協調して補助（上限 1 億円、補助率 15%）

○にぎわい創出のための各種事業【各自治体】

- ⇒ ・商店街活性化事業費補助金【広島市】
賑わいの創出等を目的として実施する新たな事業であって、3 年以上継続的に取り組む事業に要する経費の一部を補助（上限 70 万円、補助率 1/2 等）

課題⑦：中心部以外の商店街の対策

【既存の施策例】（※上記に加え）

○商店街まるごと再生支援事業【横浜市】

- ⇒ 地域や市民活動団体や行政等と連携して商店街の再生プランを作成し、実現に繋げる支援をするもの。専門家の派遣やワークショップの開催など支援を実施。(株)全国商店街支援センターの無料支援メニューも活用

○商店街ネットワーク交流会【広島市】

- ⇒ 中心部以外の商店街を対象とした講習会や意見交換会を開催

○地域との共生を目指す元気商店街応援事業【福岡市】

- ⇒ 商店街等が行う少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業又は NPO 法人、民間事業者等の商店街以外の団体が商店街等と共働して、その商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に対して、その対象経費の一部を助成（上限 200 万円、助成率 2/3）

【新たな支援アイデア（案）】

○社会福祉や高齢者へのサービスの視点での支援

- ⇒ 中心部以外の商店街では、経済政策としてだけでなく、高齢者等の生活を支える地域コミュニティを維持するといった視点での支援が必要

○社会課題対応型事業や地域の団体等と連携して行う事業への優遇措置

- ⇒ 一般的なイベント事業等への支援に比べ、補助率や補助期間などを優遇

○高齢化した商店街に若者を呼び込む仕掛け

- ⇒ ・「藤野ふるさと芸術村構想」によるまちづくり【相模原市（旧藤野町）】
空き店舗や廃校を活用したアート（芸術）振興の取組により、芸術家や持続可能なライフスタイルを求める若者など多数の移住に繋がった事例
こうした取組を商店街振興に応用することが求められる

個店には人とのコミュニケーションなど大手にはない守るべき魅力もある。大手と連携してうまくやっている例があることを踏まえると、行政と一緒にあって踏み込んで引っ張っていくくらいの支援が必要ではないか。

課題⑧：商店街と大型商業施設・コンビニなどの連携方策

【既存の施策例】

○岡山市表町商店街【岡山市】

⇒ 商店街周辺の大型店（開業予定を含む）を巻き込んだ連携事業の検討

【新たな支援アイデア（案）】

○機能の相互補完、互いに顔の見える関係づくりを支援する仕組み

⇒ 商店街にとって大手資本の大型商業施設やコンビニは敵対する関係ではなく、それぞれの魅力を活かして共存共栄の関係を構築することが望まれるが、現状では互いに顔の见えない関係となっている地域も少なくない

商店街がずっと同じ状態で生き残っていけるわけではなく、各商店自体が消費者のニーズに応えられるように変わっていくこと、イノベーションという視点が必要だし、行政としても、例えば先進成功事例を紹介し、商店街の意識改革を図るような取組が必要である。

課題⑨：商店街の意識改革を図る取組

【既存の施策例】

○商店街まるごと再生支援事業（再掲）【横浜市】

○商店街ネットワーク交流会（再掲）【広島市】

○個店の魅力づくりへの支援

⇒ ・横浜市商店街うまいものNo.1 決定戦、通称「ガチ！シリーズ」【横浜市】

商店街のおいしいものを市民投票で決定することで魅力ある個店を発掘（事業費補助）

・ハマあきんどネットワーク事業【横浜市】

個店の魅力向上に繋がるセミナーを開催し、やる気ある商店主のネットワークづくりを支援

【新たな支援アイデア（案）】

○先進的取り組み事例の紹介

⇒ 商店街やその構成員である個店の意識改革を促し、「自分たちにもできる」と思えるきっかけとなるような事例の紹介

○やる気のある個店を対象とした個別支援の実施

⇒ 商店街全体の支援だけでなく、やる気のある個店を個別支援することによって商店街に人を呼び込む原動力に成長させる、といった手法も考えられる

3 アンケート調査等によるその他の検討課題

アンケート調査等から抽出したその他の検討課題については事務的に検討を進め、必要があれば次の経済・雇用部会において議論する。

	課題	既存の施策例
創業支援	創業希望者の発掘が不十分（対象はサラリーマン、主婦、学生、退職者等多岐にわたる） ⇒施策の周知・広報の強化	・スタートアップカフェにおける一元的情報発信【福岡市】 ・ミラサポ（中小企業支援ポータルサイト）【国】
	創業前の準備期から創業後の成長発展まで段階に応じた継続的な支援が必要ではないか。 ⇒個々の小規模事業者の課題に応じたきめ細かな支援体制の強化及び財源の確保	・ベンチャー企業顧問派遣事業【横浜市】 ・支援希望者のレベルに応じて、地域の各機関が実施するセミナー、人材育成事業、各種相談等の効果的な活用を誘導【浜松市】 ・創業促進補助金【国】 ・創業者向け低利融資制度【国、各自治体】 ・産業支援機関による長期的支援【各自治体】
販路開拓	小規模事業者が施策を活用しやすいようにする必要がある。 ⇒申請書類のより一層の簡素化及び申請書作成支援	・産業支援機関による申請書作成支援【各自治体】
商店街振興	カリスマ的なまとめ役等の人材を発掘し、どのように仕事をしてもらうかが重要ではないか。 ⇒商店街をけん引する人材の発掘及び育成	・ハマあきんどネットワーク事業【横浜市】 ・商店街活力アップ講座事業【福岡市】
	経営者の高齢化に伴う事業継続の支援又は撤退に係る対応が必要ではないか。 ⇒後継者候補である若者（経営者の子供等）の支援 ⇒空き店舗の貸し手を含めた総合的な支援 ⇒上手に終焉を迎える制度・サポートの整備	・事業承継税制【国】 ・商店街空き店舗等再生事業、あ・きてん福岡（空き店舗情報紹介サイト）【福岡市】